

平成28年度 第1回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第11回 徳島県版「子ども・子育て会議」) 議事録

- 1 日時 平成28年10月26日(水)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席委員 伊勢 悦子 佐藤 絹子 椎野 武徳 志内 正一
白草 千鶴 中岡 泰子 中津 達雄 二宮 恒夫
宮武 恵子 山崎 篤史 山崎 健二 大和 忠広
計 12名
- 4 次第 1 開会
2 県民環境部長あいさつ
3 議事
(1) 徳島県における保育等の現状について
(2) 平成28年度の本県の取組について
(3) 国の動向について
(4) その他
4 閉会

5 議事の概要

(会長)

それでは、事務局から、それぞれの議事について説明をお願いしたいと思います。

<事務局から資料の説明>

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局からの説明につきまして皆様から御質問や御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

どなたでも結構ですので御発言ください。挙手でお知らせ願ひします。

(会長)

資料の2に関して、10ページと12ページの子育て支援員と放課後児童支援員の研修が好評で多くの方が参加されたんですけど、研修された後その方々は実際に保育所などで働いておられるのか。分かっているところで結構なんで

すけど、200名以上の方が研修を受けられた中で、どれぐらいの方が就職されているのでしょうか。

(事務局)

子育て支援員研修を受けてその後就職されたのではございませんが、スキルアップという観点から、例えば認可外の保育施設で働かれている方でございますとか、放課後児童クラブで働かれている方、ファミリーサポートセンターで既に勤められている方も御参加をいただいているところでございます。昨年度受講を終えて、その結果どちらに就職したか現時点で細かな把握はできていませんが、12月に施設等で働いている方を対象にフォローアップ研修や現任者研修を実施する予定でございます。そうした研修の機会を通じまして状況を把握させていただこうと考えています。

(事務局)

放課後児童支援員の研修については、現在勤めていらっしゃる方の研修となっております。それ以上の人数の方がおいでるんですけれども、何年かに分けて、全ての働いている方が研修を受けていただけるよう計画的に実施していきたいと考えているところでございます。

(委員)

昨年の4月から子ども・子育て新制度ができて、なったものの意見を聞くと、非常に事務が複雑だということ、我々分かりにくいのが言葉の問題。公定価格って何だ、どういう風に解釈したら良いのかと。今後何らかの方法でわかりやすくしていただいたら良いと思うんですけれども。

もう一つは財政支援のあり方で、徳島県の公・私、幼・保行く場所によって、保護者負担というか公費というか財政支援がみんな違ってくるのはおかしいのではないかと、県がする仕事なのにどこの保育所に行っても、幼稚園に行っても金額が違うのはなんとかならないかという意見でございます。今日は部長もおいでますので、保育所のことも私学のことも分かっておられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(会長)

事務の複雑さというのは、具体的にはどんなことですか。

(委員)

事務量が多いし、例えば、1号子どもとか2号子どもとか一般の方々だとそれは、何だと。その書類を作るにも、色々複雑で、我々に尋ねられてもよく分

からないというところがございます。

(事務局)

私もこの4月から子ども・子育て支援室に参りまして、今まで保育の現場とは違う職場におりました関係上、こちらに来て非常に色々な言葉が難しいというのは実感しておるところでございます。様々な制度、国から来た様々な調査なども細かな調査があったり、なかなか細かい仕事をしているということは実感しておるところでございますけれども。今回も色々な資料をお出ししましたけれども、様々な統計がございましたり、公定価格の積算もどのような加配があるのかとか、政策によりまして非常に複雑になっている所は確かにあるんですけれども、それぞれの背景があるということで、我々も調査の段階ですとか、色々なお問合せには丁寧にお答えし、また、様々な研修でもわかりやすく制度を御説明して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。我々監査等で現場にもお伺ひしておりますので、そういった際にも御不明な点や分かりにくい点をどんどんおっしゃっていただきまして、丁寧にお答えしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員)

先ほどの1号子ども、2号子ども、3号子どもですけれども、0から2歳までと、3、4、5歳に分けて、0から2歳までで保育所に入れる条件を満たした子どもは3号子ども、3、4、5歳で今まで保育所に入っていた子どもが2号子どもで、それ以外が1号子ども。もっと簡単にいうと今まで幼稚園に入っていた子どもは1号子ども。保育所に入っていた3、4、5歳が2号子ども、0、1、2歳が3号子どもと私は説明します。保育所に関係ない方もよく分かったと言っていました。

私ども保育所に関係している者にとって、今一番問題になっているのは保育士不足です。急激にそれを解消する方法で、発掘作業をしてまいりまして、資格を持った方がおられるんだから、その人に来てもらおうと。しかし、努力とは反対に色々と制度ができて、新しい保育事業が入ってくる、保育所で事業を行うのには、すべて保育士がいる。事業を新しく増やしていく保育士が必要になる。また、保育所と幼稚園そのままの制度でくれば保育士の数も安定していたが、認定こども園になったら、なってみて分かったんですが、認定こども園の方が若干保育士の数が多いみたいなんです。あるところでは、保育士を増やそうとしているが、この事業は良いなあ、この地域には必要だなという事業が全て保育士を使っていく事業になっている。保育士が集まらなないと、どんな良い事業でも保育士がいな以上、保育所や認定こども園で行うことができない

のが今の現状です。

それと、一番最初「〇〇死ね」という問題から始まりましたけど、保育士が少ないという前に、保育士の給料が安いということが広まったので、保育士という職種は給料が安いという風評被害にあっているような状態。また、安い保育士の給料でも保育士をやりたいという人たちは、公立志向に変わっていて、民間は保育士を集めるのに大変になってきている。まず、ゆっくりでも良いが、保育士を増やす、保育士ってこんなに良い仕事ですよということを小、中学校に広めていくような事業を始めないといけないと思います。その上に保育士はこのくらい給料がもらえるんですということが分かってくれば、もっと保育士になる人が増えてくるのではないかと。特に、田舎の方へ行くと、家の娘は家から仕事に行って、家に帰ってくるのが良いと、家族は思っている。私たち田舎の方から考えると、都会が言うように保育士の給料がだんとつに安かったのか、本当に分からない。地域地域で必要な給与があったはずですが、それが考慮されず、都会が保育士が足りない、職員の給料が安いと出たおかげで、田舎の方は大変迷惑を被っているのではないかと思っている。徳島県が今しなければいけないのは、2年先、3年先に保育士がどれくらい確保出来るか考えて、地道に進めていく方法しかない。その間は、保育士がなければ特別な事業は遠慮していくという形を取っていけば良いと思います。

それと、補助事業で、預かり事業ですが、幼稚園の職員の仕事の時間、保育室でいる時間を考えたら、もう1人職員がいるのは、当たり前のことです。保育所は保育士の就業時間は8時間ですが、11時間保育所は開ておくことになっていますから、預かり保育が発生しても職員はその部屋にいるわけですが、幼稚園と同じように認定こども園は職員を配置しなければならない。職員がいる中に職員をもう1人配置するような、そんなもったいないことは変えていかなければいけないと思うのですが、制度の途中ですからなかなか変えることはできないだろうと思いますが、施設にあったやり方を取っていく、仕事をしている職種の方から、保育士の無駄遣いのないようにやっていくのも保育士不足に対する対応の一つの方法ではないかと思えます。

(事務局)

現場のくわしい事情を御存じですので、お答えするのがお恥ずかしいようなところもあるんですけども、確かに保育士の確保について、様々な保育ニーズがございますので、今後さらにニーズは高まっていくと考えております。様々な保育士養成機関の状況もございまして、潜在保育士の方に働いていただく色々な制度、我々も限られた財源の中で国の制度をうまく活用しながら様々な事業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

保育士のニーズが高まっている中で、子育て支援員とか保育士さんまではいかないけれども一定程度の資格を持った方を活用する制度も出来て参りましたので、そういった制度もうまく使いながら、色々な保育メニューを考えながら、みなさんの子育てのニーズに少しでも多く答えていけるような工夫をしていかないといけない。制度が始まって2年目ということでございまして、もっとこうだったらいい、ああだったらいいという現場の声もあると思いますが、国にお伝えしていきながらより良い制度になっていくように、私どもも共にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

(事務局)

お話しがございましたように子育て支援員の活用も進められておまして、昨年度末に保育所、認定こども園について、いわゆる朝夕の保育士配置で、子どもさんの人数上必要な保育士は1人だけでも、複数配置で保育士が2名いなければならない時間がありますとか、子どもの人数によります最低基準を上回るような部分につきまして、保育士に替えて例えば幼稚園の教諭でありますとか、子育て支援員研修を終えた者などを一定の割合までではありますが、保育士以外の方が業務に従事できるよう規制緩和も行われたところでございます。今後とも保育の現場の実態等を踏まえながら、より良い運営ができるように取り組んで参りたいと考えています。よろしく申し上げます。

(会長)

私も保育所に行く機会が増えて、あちこちで保育士が足りないので、保育士が欲しいという声が聞かれるんですけど、最低基準の保育士の数は決められているのですね。最低基準の保育士数が増えるという可能性は、薄いんでしょうか。つまり、病院では、患者の数5、6人に看護師1人配置せよと最低基準で決まっているので、以前から比べたら、看護師の数が随分増えたと思うんですが、少ない子どもの数でも保育士の数が増えるということは、国の方では期待薄と感じるんでしょうか。

(委員)

計画が毎年毎年出てくるわけです。待機児童を何年度には何人減らして、という形で。保育所は最低基準を守ってするのは当たり前なんです。4月にこの保育所は保育士が10人いますといっても、子どもは生まれるし、病気にはなるしとなったときに、その代替えの職員が見つからなければ、入っている子どもをどうするのかと、最低基準を下回る場合どうするのか、今の状況であれば最低基準を下回らないように職員を多めに入れておけば良いんですが、その多

めに入れる職員が見つからない。もう一つ、オイルショックのときにトイレットペーパーなくなりましたよね、本当はなくなるのになくなった。みんなが買って家に貯めていったから、そんな状況も少しあるのかなというのが、ちょっと見えるわけです。多いところには多い。ないところにはない。資金が潤沢にあれば、高く職員も採用できるし、大阪の方では、入れば10万円、どこかの町は入ってくると毎月給料に2万円プラスして出しますよ、そんな職員の集め方をしていると新聞に載っていました。

また、待機児童が多いところは、市町村に施設が増えていく。新しい認定こども園が1つ生まれれば職員は20人より下ではない、2つ生まれれば40人はいるので、養成校2つで補っていける数ではないだろうと思う。今の状況からすると、もっと養成校の人数を増やさないといけないと思うが、保育士が給料は安いですよと広まっていますので、子どもが保育科に行きたいと言っても親が止めるという話がある。

(会長)

保育士の養成に関して、大学の現状はどうですか。

(委員)

所属している学科ではありませんので、詳しくは申し上げませんが、児童学科が保育士を養成しているのですが、来年度から100人定員が120人定員になります。保育士の免許を取りたい、なりたいという学生は増えていると思います。卒業した学生がどういう動きをしているか、卒業後どうするかが、大事だとは思いますが、なりたい学生は多いと思います。

(会長)

県内と県外の割合はどうですか。

(委員)

県内出身の学生が多いですので、地元就職をしたいという学生は非常に多いと思いますが、色々な条件等を見て、採用枠もみながら、県外を受検しているのが現状ではないかと思っています。

(事務局)

数字的なものは持っていないんですが、保育士確保の関係で、県の考え方も含めて、御紹介させてもらえたらと思います。委員も言われたように、保育士不足、本当に大変な状況になっています。新規で認定こども園とか保育所の定員を増やすために、保育士を色々なところから引っ張ってくるということです

ね。それに対しまして、県としてはまず今大学に通って、資格を取っておられる方が、実質的には100%保育現場に就職されていない現状ございまして、給料の問題とか処遇の問題とか勘案して幼稚園、保育士の資格を取ったけれど、現場ではなく会社に勤務したり、別の仕事に就かれる割合が3割とかそれ以上いたりするところを、いかに保育現場に来ていただくかという対策がまず1つだろうなど、そういう中で保育士・保育所支援センターを通じまして、今学校で勉強されている学生さん達に向けて保育の職場体験であるとか、保育フェア、こんな施設がありますよ、こんな保育をしていますよ、こんな幼児教育やっているんですよと紹介させていただいて、ここの施設で働きたいと思っただけのような取組をやっているところです。

もう一つ大きな部分、資格を持って勤めていたけれど例えば育児、介護など家庭の事情で辞められて、そのままという方がいわゆる潜在保育士ですけれども、今度は潜在保育士にいかに戻って来てもらうかというところが大きな取組の一つになっています。27年度には、潜在保育士に一度職場体験をしてもらって、帰って来てもらうという研修の制度を作ったんですけれども。それで何十人かの保育士さんが保育現場に帰って来てくれた実績もあるんですが、潜在保育士が辞めた理由が様々あると思います。給料の問題だけではなく、処遇の問題、休みやすさとかその辺のところの問題だろうなということで、処遇面で言いますと、担当の方から紹介させていただきましたけれども、国が朝夕の時間内で職員配置の規制緩和を行った、ここの部分をカバーする子育て支援員とかシルバー人材センターとかいろんなところで保育の研修を受けていただいている方ございますので、そういう方を使ってその分で保育士の処遇を安定させてもらう、向上させてもらうことにはいかにつなげるのかが3つめの部分かなと思っています。とは言え、これまでの流れもあるし、資格者でないと保育の質が落ちるといふ部分もあって、規制緩和ができるようになったとはいえ、その判断をされる施設というのがなかなか進んでいない部分ではありますけれども。規制緩和された部分で実際の正規職員の働きやすさを確保出来たら良いのではないかと考えているところです。資格はなくても研修は受けていただいているこの研修の制度もしっかりと進めていこう、継続していこうと思っているところでございます。

いくつかの部分で施策を進めようとは思っているが、現実に見えてこない部分、保育士がなかなか確保出来ない現実がございますので、その中でも一番すぐにつながるのは、養成施設の学生に保育現場、幼稚園現場にいかに来てもらうかということでございますので、各養成施設、大学、短大の就職の先生方と定期的に意見交換させていただくような会を持っております。支援センターの活動の中でやっておりますので、就職の担当の先生方に保育現場をよく知って

いただいて、就職先として学生さんを斡旋してもらおうという部分も重要なんではないかと考えております。そこのところもしっかりやっていきたいと思っておりますので、それ以外にこんなこともできるよと、保育現場以外、幼稚園の方とかいろんな御意見をいただきましたら、保育士・保育所支援センターの事業の中で取り組める部分も出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

(委員)

むちゃくちゃな話かも知れませんが、ずっと前から保育士の給料が安いと言われていて、保育士の給料の上昇部分を誰が負担するか分かりませんが、保育士の資格を取っても3割の方が職に就かないというなら、保育士の給料を上げてみたらどうですか。一番簡単な話だと思いますが。

(事務局)

保育園の運営の経費については、給料に反映していただけるようにということで、運営費を上げていくのは徐々にですけれどもやっているところで、国も県も市町村も一緒に頑張っているところです。なかなか実際のところがそれぞれの施設の状況もありまして、反映状況がきれいに把握できない部分がございます。そこのところは課題かなと思っています。制度自体、国もその部分は課題としてお持ちのようでございますので、国の動きも見ながら、県としても給料アップにつながる取組を考えていかなければいけないと考えています。

(委員)

幼稚園に勤めている者として、お話しさせていただいたらと思います。先ほど中学校やそういう頃から、幼稚園現場や保育園現場を身近なものにしていくことが必要ではないかという話もあったんですが、私の幼稚園には地元の小学校、中学校から保育体験、職業体験で来てくれて、「幼稚園の先生って大変だな」とか、子どもと触れあって楽しい経験をして「幼稚園の先生っていいな」と思ってくれるような機会は以前に比べると、小中学校もいろんな取組をやってくれているなと感じています。

先ほどから保育士が少ないという話がありますが、幼稚園も同じなんです。徳島市なんです。幼稚園の場合は35名で1人の担任、3歳児は30名で1人ということですので、今現在産休育休の先生もたくさんいます。臨時の先生が35名の担任ということもある訳です。違う所ですが、御主人の転勤と一緒に県外に変わっていく、そうしたら今担任がいらないような状況も。やり繰りをして、臨時の先生を探すということを一生懸命しているのですが、なかなか厳しい状況です。幼稚園の先生も掘り起こしを徳島市もしていますが、以前

に経験した方は、責任の重さが分かっているんだろうと思うんです。徳島市も今年度からパートができるようになったわけです。4, 5, 6時間パートの臨時の先生が雇えるようになったので、フルだと担任になる可能性があったり、色々1日の拘束時間もありますし、主婦の方でもう一度幼稚園現場に帰ろうとしたもののフルは厳しい、担任まではできないということで、パートで収まってくれている。掘り起こしてやっとなんかそこに入ってくれている状況。そこをどういうふうにモチベーションをあげるか、精神面見えないものなんですけど、本当に子どもが好きで、子どもの育ちに自分が関わってどう変わってきたか、やりがいを感じるような手立てをしないと、今、園の職員はすごく頑張ってくれているわけですが、そういうものを自分のものとして持っていないとなかなか厳しい状況ではないかと思えます。

今現在大学から実習生が来ていて、昨日実習生を見に大学の先生に来ていただいたんですが、一般企業に勤めていってしまう人が結構いるということで、何が厳しいかということと子どもと関わっているだけではないんですね。その後ろに保護者がいて、保護者とも毎日関わって、色々な話を聞いてあげたり、子育て支援というか、保護者の方も悩んでおりますので、そんな話も聞いて、連携を深め、信頼関係を作っていかないと子どもの成長にもつながらない。その手間暇がかかるというか、きめ細かな配慮が必要なので、コミュニケーションができないとだめなんです。心が通じ合うようなしゃべりができないと親の気持ちをつかめないといけません。そういうところで厳しくて、逃げちゃうのかなという話が出た。子どもと遊んでたら良いとか、楽しくかわいい子どもと関わるといことでは済まされないということがきちんと分かってくると、中学校のとき保育体験して楽しかった、幼稚園の先生になりたいとせっかく思ってくれても、大人になるにつれてだんだんと厳しさも分かってくる、なかなか幼稚園の先生、保育士になってももらえないのかなと、私たちも実習を受けつつ、違うところにいくという話を聞き、さみしい思いをしています。

(会長)

貴重な意見ありがとうございました。子ども、子育ての一番難しい3, 4, 5歳の年齢の時に親も苦労するし、子どもに関わる保育士、幼稚園の先生も苦労されているなあと。今、30人に1人ですか、保護者の相手も入れたら60人に1人になるわけですから。

(委員)

60人どころではないです。おじいちゃん、おばあちゃんも入れたらすごいです。

(会長)

小学校のクラスもだんだん縮小されているのに、一番大事な子どもを育てる年齢の時にはもう少し人数が必要なんではないかと。

(委員)

県下郡市によると25人学級だったり、30人学級だったり、ずいぶん少なくなっているところもあるんですが、徳島市の場合は、35人に1人で、文科省で決められたとおりの定員数でまだいっていますので、それがうちの園はまるまるいるんです。それを1人の担任がみているんです。

(会長)

子どもの虐待に関わっていて、昔アンケートをとったことがあるが、保育士から見て、10人、15人に1人家族的に背景が難しい子どもさんがおられ、色々な症状も出していることを考えると、30人に1人では少ない。単にお金だけが安くて、保育士さんのなり手が少ないのではなく、それ以上に難しい問題があるというのを今聞いていて感じたのですが。モチベーションを上げるという作業は、非常に難しいと思うので、保育士を増やそうということを今話を伺うと、それぞれのところで取り組んでおられるので、これから効果、成果何年先になるか分かりませんが、徐々にできるかなと期待したいです。

(委員)

幼保一元化で良い方を取ったと聞いたんですけど、制度的に見て幼稚園の制度の方が良ければ、幼稚園の方、保育所の方が良ければ保育所と説明があったが、先ほどの定員の話を知っていると保育所は4、5歳児は30人、30対1それなのに、幼稚園35人に1人が認定こども園は採用されているおかしいですね。5年でこの制度は見直しとなっていますので、県に困っているところを集めて、徳島県が「これはおかしいです」と言ってもらえれば、35人学級より30人学級が良かったんじゃないかということになっていくんだろうな。とにかく一丸になることですね。

(事務局)

様々な現場の声もありまして、ちゃんとしたお答えにならないかもしれませんが、新聞のアンケートで子どもさんのなりたい職業男の子が野球選手やスポーツ選手、女の子は保育士なんですよ。子ども達の夢のある職業のはずの保育士がなかなか確保出来ない、責任感重いか大人になって分かってくるところあると思うが、魅力的な子どもの成長に関わる職業であると思いますので、それがなかなか叶えられないという所は、それに見合った処遇、お給料という

ことも一つはあるので、国を挙げて、少しずつ見えないかもしれないが、一丸となって現場の声を国の方へも届けていく。子ども・子育て新制度もまた待機児童の問題もありまして、待機児童の定義も国の方で検討もされているということで、新制度の計画がどうなっていくのか我々も注視しているところでございます。様々な会とか委員さんの声を伺いながら、進めていきたいと考えているところでございますので、今後ともどうぞよろしくをお願いします。

(委員)

児童養護施設に勤めているので関係の部分について、少しお伺いしたいと思います。資料1の5ページに平成28年度地域子ども・子育て支援事業の状況の中に子育て短期支援事業あまり知られていないと思うんですけど、家庭で色々な事情があって一時的に預けたいという子どもさんを児童養護施設でお預かりしている。実施市町村が近くの児童養護施設と委託契約をして、ショートステイ、トワイライトステイという様々な形での子どもの預け入れをやるわけです。ただこの事業は実態としては、児童養護施設の部屋で児童養護の入所児童をみている保育士指導員が入所児童と一緒にみるという形を取っている所が現在はほとんどです。そういう場合、施設で勤務の人数がきついなとか、あるいはだいたい土・日に預けたいという希望があるが、そのときに自分が担当している子どもたちの行事をしたいとかあるいは病気がはやったとか様々な事情で、はい預かりますと言えない事情は結構あります。

子育て短期支援事業の担当職員が1人いると、預かることがスムーズにできるようになるが、人件費が付く事業ではなく、ショートステイ1件、トワイライトステイ1件にいくらという事業ですので、積み上げがないと人を雇うことができません。実際には人を雇うまでの積み上げは難しい事業です。実際に児童養護施設が短期支援事業を受け入れるようになったいきさつの中で、保護者負担金を抑えるために園の収入を抑えてきている部分があります。一時、担当課がこのままでいいのかと考え直す必要があるのではないかという話をいただいたが、結局そのままできていると思うんです。児童養護施設協議会としては、市町村事業ですが、県が主導して事業がスムーズにできるよう工夫して欲しい。

お預けになる親御さんは、母子家庭だったり、発達障害の子どもさんだったり、お母さん自身がうつを持っている要養護家庭に近い方がよく利用されるので、土日に預けなければ仕事ができない、養育疲れで倒れそう、虐待に発展するかもという場合もあるわけです。中には児童相談所から紹介を受けてくる場合もありますし、主には市町村で相談を受けてそれであつたらと、養護施設に回ってくると、数は全体の保育量と比べると、少ないですけど、要養護の底

辺部分のことを考えれば、重要な事業ではあると思うが、それに対しての施策が十分ではない。実際進んだ養護施設ではショートステイ、休日預かりプラス、一時保護委託専用の部屋を作って、専用の職員を置いてやっています。今後児童養護施設は、一時保護機能も持つようにするべきだという考え方も実際にある。ただそこまでは県の方に言えませんが、今後この事業を展開していく上では、担当職員が置けるぐらいの施策を市町村とともに考えて行く必要があるんじゃないかと考えています。今日は、現状の報告ということですので。

県民の方が知ったら便利な事業なんです。本当に困ったときに、ちょっと預ける。最初の相談をして登録しておけば、利用できる。今は困って市町村に相談した限られた人が利用している傾向はあります。その人は助かっているので良いのですが。県や市町村が子育てを本当に大事にしていこうと思うのであれば、こういう事業も工夫していただきたい。現状をよく見ていただいとしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

今年施設に行ったときもその話をお聞きして、課題としてショートステイの事業をもう少し受け入れることができるように何かできないかというのはあるが、現実問題として支援策に至っていないというのもありますので、宿題としていただきまして、今後どのような形でできるか市町村とも色々情報交換した上で、御相談というか、御意見いただけたらと思います。

(委員)

資料1の1ページ28年度の出生数どのぐらい増えているのか。

(事務局)

28年度の数字ですけれども、昨年の国勢調査の数字を利用するという関係から、例年よりかなり作業が遅れており、来月になりますと、今年4月1日時点の数字が公表されると聞いていますが、現時点では分かっていない状況です。

(会長)

先ほどの件で、児童養護施設に徳島市が委託している。他の市町村はどのように。

(委員)

乳児院もやっていますし、それぞれの養護施設ですから、市町村が必要であれば、委託契約をする。一度委託契約をすれば、ニーズが出てこなくてもずっと委託を続けて市町村はやっています。

(会長)

こども女性相談センターの一時保護とショートステイのどちらにするかは、誰が決めるんですか。

(委員)

児童相談所に相談があったケースで一時保護と判断するのは、当然児童相談所のワーカーさんや所内で決めるんですけれども。基本的に一ヶ月未満はショートステイに行きなさいという感じですね。ただ虐待などのケースは別ですけれども。

(委員)

昨年来保育士の数が不足しているということで、議論をしているわけですが、未だにその問題がなかなか解決していない。議論をしても我々も無力感を感じる場所ですけれども。委員も言われたように、給料を上げてあげたら良いのではないかと。それが一番のネックであれば、思い切った金銭的な対応が必要ではないかと思うんです。あまり薬が効きすぎたのか委員が言われたように風評被害というか、安いぞということまで出てきて、悲しい気持ちになるんですけれども。現場に実効性のある対応が取られるのかどうか個々の施設とか自治体の努力だけでは、無理な話なんで、県でも国に強力で働きかけたりすることはもちろんですけれども、やりがいとか誇りが持てる仕事になったよと反対の風評が出るような努力をこれからも強力にしていく必要があるではないかと、あきらめずにですね。そういう感想を持ちました。

(会長)

色々な所で、色々な立場から取り組んでいかなければなかなか成果が出てこないと思いますので、よろしくをお願いします。

その件に関して、資料2の4ページ保育士の修学資金これは活用はできるんですよ。

(委員)

以前から話題にあがっていて、11月から募集開始ということで、帰りまして関係の教員にも連絡をしたいなと思っております。

(委員)

保育士の養成という点で、修学資金制度があるということで安心したんですけれども。保育士の養成は短大でやる場合が多くて、2年間のカリキュラムが修了すれば、保育士の資格が取れるが、20歳で現場に出るというのは、非常

につらいことだと思うんですね。それで尻込みをしてしまっただけで、一般の企業に流れるということになっているのではないかと。若く保育士になった成人になったばかりの保育士をいかに育てていくかということは、子どもを育てるのと同じ意味があると思うんですね。県の方も後は現場任せで、集合研修をするだけでなく、少なくとも22、3歳まではサポート的な形の育成をお願いしておきたい。それでそういうのを嫌って現場に出ずに、一般企業に入った人は、早く結婚してしまうことが多いので、なかなかその段階で、保育士に戻ることは難しく、社会を知れば知るほど難しい。それで掘り起こしをするのが難しいのではないかと。サポートをしていただけたらなと思います。

(委員)

先ほどから保育士の話が出ていますけれども、私立に勤めるのと、公立に勤めるのと差がどれくらいあるのでしょうか。どちらへ就職しても同じ待遇ですよということになれば、希望も多くなるのではないかと思います。公立の方が良いという話をお聞きします。

それともう1点なんですけれども、民生児童委員の研修ということで、徳島市の認定こども園に行きまして、そこで話を伺ったんですけれども、幼保連携型認定こども園は、父兄に負担がたかさんかかると、お聞きしました。普通の幼稚園に行くよりは、時間も長くお願いするから、お金もたかさんかかると理解していますけれども。公立と私立は保育料も同じですよ。認定こども園になると、少し負担がかかると講師にお聞きしたんですが、父兄からしましたら、どこに行っても同じような負担でと思いますので、まだまだ一般の県民の方に幼保連携型認定こども園の理解が薄いのではないかと思いますので、私が研修に行った感想を言わせていただきました。

(事務局)

県内には大学、短期大学、専門学校の保育士の養成施設があります。保育士の養成が求められる中で、昨年度にも同じ学校の中の一つのコースという形ですが、新しい養成施設が国から指定を受けた状況です。こうした保育士養成施設の指定、指導が平成28年度から国から権限移譲を受けて、都道府県で実施することになりました。今年度、県内の大学等から保育士の養成のために、定員を増やしたいとの御相談もいただいておまして、手続きを進めているところでございます。

また、幼保連携型認定こども園になって負担が高いという話を聞くという御意見をいただきました。保育料そのものは市町村ごとで、世帯収入に基づく形の中で、同じ市町村の中では、基本的な保育料は同一ですが、新制度の下で、

実費の徴収ですとか、各施設においてさらなる教育・保育の質の向上を図られる場合、上乗せ徴収が認められております。個別の園の実費徴収、上乗せ徴収の状況は、各施設の指導監査等の機会を通じまして、把握をさせていただきながら、取り組ませていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。まだまだ御意見があろうかと思いますが、この辺でおきたいと思います。それでは、事務局へお返しします。